

令和5年度第1回香川地方最低賃金審議会議事録

令和5年7月4日（火）

高松サポート合同庁舎
北館 702 会議室

出席者 公益代表委員 東、春日川、柴田、高塚、元木
労働者代表委員 立石、土田、中村、廣瀬、三屋
使用者代表委員 井出、奥田、窪田、棚次

議 題 (1) 会長、会長代理の選出
(2) 香川県最低賃金の改正諮問について
(3) 「香川地方最低賃金審議会運営規程」等の承認に
ついて
(4) 令和5年度最低賃金の審議の進め方等の承認に
ついて
(5) 最低賃金審議会令第6条第5項の決議について
(6) その他

○賃金室長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、令和5年度第1回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また、大変蒸し暑い中、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

本日は、渡部委員が欠席されておりますが、全委員の3分の2以上であります14名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本日は、傍聴人はおりません。

会長、会長代理はこれから選出いたしますが、会長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきます。

それでは、初めに栗尾香川労働局長からご挨拶申し上げます。

○栗尾香川労働局長

香川労働局長の栗尾でございます。

本日は、ご多忙の中、また、大変暑い中、令和5年度第1回香川地方最低賃金審議会にご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

また、委員の皆様には、労働行政、とりわけ最低賃金制度について格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金を巡る状況といたしましては、令和5年6月16日に閣議決定されたいわゆる骨太の方針等において、最低賃金につきましては、今年度は全国加重平均1,000円を達成することを含めて公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論を行うこと、地域間格差に関しては最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図ることとされているところです。

後ほど、香川県最低賃金の改正決定につきましても諮問をさせていただきますが、こうした状況についても十分考慮いただきながら、今期の円滑な審議につきましてもご配慮いただき、審議会の総意として、是非とも全会一致での答申をいただけますようお願い申し上げます、簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。

○賃金室長

続きまして、本日の資料についてご確認願います。会議次第、資料目次をご覧ください。

- (p 1)資料 No. 1 第 55 期香川地方最低賃金審議会委員名簿
- (p 3)資料 No. 2 香川地方最低賃金審議会運営規程
- (p 7)資料 No. 3 香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程
- (p 9)資料 No. 4 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部
会運営規程
- (p11)資料 No. 5 香川地方最低賃金審議会会議公開要綱（案）
- (p13)資料 No. 6 香川地方最低賃金審議会（冷凍調理食品製造業、
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造業、電子
部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通
信機械器具製造業）最低賃金専門部会運営規程
- (p21)資料 No. 7 第 55 期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委
員名簿（案）
- (p23)資料 No. 8 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する
全員協議会報告について
- (p43)資料 No. 9 令和 5 年度最低賃金の審議の進め方等について
（案）
- (p45)資料 No. 10 令和 5 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予
定一覧表
- (p51)資料 No. 11 令和 4 年度香川地方最低賃金審議会及び同専門
部会の開催状況
- (p53)資料 No. 12 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計
画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）＜関
係部分抜粋＞、経済財政運営と改革の基本方針 2023
（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）＜関係部分抜粋＞
- (p57)資料 No. 13 香川の賃金概況（令和 5 年）
- (p69)資料 No. 14 香川県の雇用情勢（令和 5 年 4 月分）、労働市場
の動向（令和 5 年 4 月）
- (p85)資料 No. 15 香川県内経済情勢報告（令和 5 年 4 月）

(p95)資料 No.16 香川県金融経済概況(2023年6月12日)

(p97)資料 No.17 「要請書」(全国労働組合総連合四国地区協議会)

(p99)資料 No.18 「最低賃金いつでもどこでも1500円の実現を求め
る要請書」(JAL不当解雇撤回・最賃1500円実
現四国キャラバン実行委員会)

こちらにつきましては、事前にお渡ししている資料です。

本日、別途配付資料として、

- ① 香川県の雇用情勢(令和5年5月分)、労働市場の動向(令和5年5月)
- ② 令和5年度版最低賃金決定要覧
- ③ 2023(令和5)年度労働行政のとりくみ(香川労働局)
- ④ 「香川働き方改革推進支援センター」利用案内
- ⑤ 令和5年度業務改善助成金のご案内
- ⑥ 業務改善助成金の活用例
- ⑦ 「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援
コースのご案内
- ⑧ 「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コー
スのご案内
- ⑨ 「働き方改革推進支援助成金」労働時間適正管理推進コース
のご案内
- ⑩ 「働き方改革推進支援助成金」適用猶予業種等対応コース(運
送業)のご案内
- ⑪ 「働き方改革推進支援助成金」団体推進コースのご案内
と追加配付資料として
- ⑫ 「働き方改革推進支援助成金」適用猶予業種等対応コース(病
院等)のご案内
- ⑬ 「働き方改革推進支援助成金」適用猶予業種等対応コース(建
設業)のご案内

を机上に置かせていただいておりますが、不足等はございませんか。

続きまして、本日は、本年度第1回目の会議であり、皆様には第55期の委員として昨年に引き続き審議をお願いすることになりますが、委員の皆様をご紹介させていただきます。

1ページの資料 No. 1 でございますが、今年の4月21日現在で作成している資料でございます。資料 No. 1 の名簿の順にお名前をご紹介させていただきます。

公益代表委員といたしまして、東委員、春日川委員、柴田委員、高塚委員、元木委員でございます。

次に、労働者代表委員といたしまして、立石委員、土田委員、中村委員、廣瀬委員、三屋委員でございます。

次に、使用者代表委員といたしまして、井出委員、奥田委員、窪田委員。

○窪田委員

窪田です。どうぞよろしく申し上げます。

名簿では、この時点では専務理事・事務局長となっておりますけれども、現在、6月末で参与という形になりましたので、よろしくお願いいたします。

○賃金室長

次に、棚次委員、本日欠席でございますが、渡部委員でございます。

以上の15名でございます。

元木委員、井出委員、棚次委員は今期から就任していただいております。

どうぞよろしく申し上げます。

なお、任期につきましては、令和7年4月20日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて事務局側ですが、労働局長の栗尾、労働基準部長の神田、

賃金室長の北原、賃金指導官の三津、賃金係長の山本、賃金主任の大泉、労災保険給付調査官の橘川、地方労働基準監察監督官の森脇、賃金調査員の田淵でございます。

労働局長の栗尾、賃金室長の北原、賃金指導官の三津、賃金主任の大泉、地方労働基準監察監督官の森脇につきましては、今年4月の異動で、着任しております。

今年度はこの体制で、審議会の円滑な運営に努めて参る所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題（1）の「会長、会長代理の選出」から始めさせていただきます。

本日配付の書籍「最低賃金決定要覧」の144ページにございますが、最低賃金法第24条第2項では、「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」とあり、また同条第4項では、「会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。」と規定されております。

従来、公益代表委員の間で会長及び会長代理の候補を相談し、委員の皆様の承認を得て決定してまいりましたが、今期につきましても従来どおり進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（各委員より「異議なし。」の声あり）

○賃金室長

はい、ありがとうございます。

あらかじめ各公益代表委員のご意見をお伺いしたところ、全委員の総意により会長には柴田委員、会長代理は東委員ということでございました。

ご異議ございませんでしょうか。

（各委員より「異議なし。」の声あり）

(会長、会長代理が記載された名簿を配付)

○賃金室長

ただ今配付した名簿でございますが、会長が柴田委員、会長代理が東委員であることが分かるように記載した名簿でございます。また、使用者代表委員の窪田委員から先ほどご説明もございましたけれども、窪田委員が6月末で役職変更となりましたので、変更後の役職名を記載した名簿でございます。

それでは、柴田会長及び東会長代理に、それぞれご挨拶をお願いしたいと思います。

初めに柴田会長、よろしくお願ひいたします。

○柴田会長

ただ今、委員の皆様のご承認をいただきまして、会長職を仰せつかることになりました柴田でございます。

最低賃金法の趣旨や中央最低賃金審議会から示される目安等を踏まえながら、労使の合意が図られますよう、努めてまいりたいと考えております。

各委員の皆様におかれましては、様々な状況下で難しい判断をされるものと思われませんが、全会一致での答申に至りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○賃金室長

続いて東会長代理、よろしくお願ひいたします。

○東会長代理

会長代理に選出されました東でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

会長代理として微力ではありますが、柴田会長を支えて円滑な審議会の運営に努めたいと思いますので、委員の皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします申し上げます。

○賃金室長

それでは、これからの議事進行は会長にお願いしたいと思っております。
柴田会長、よろしくお願いいたします。

○柴田会長

それでは、議題（２）の「香川県最低賃金の改正諮問について」でございます。

改正諮問についてよろしくお願いいたします。

○賃金室長

それでは、労働局長から会長へ諮問文をお渡しします。

（労働局長から、諮問文を会長へ手交）

○柴田会長

事務局から、諮問文の写しを各委員に配付してください。

（各委員へ諮問文(写)を配付）

○柴田会長

皆さんお手元に行き渡ったでしょうか。

それでは、事務局で読み上げてください。

○賃金指導官

それでは諮問文を読み上げさせていただきます。

香労発基 0704 第 1 号

令和 5 年 7 月 4 日

香川地方最低賃金審議会会長 殿

香川労働局長 栗尾保和

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、香川県最低賃金（昭和 55 年香川労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2023（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いします。

以上です。

○柴田会長

ただ今の労働局長からの諮問について、何かご意見、ご質問等がございますか。

（各委員より「ありません。」の声あり）

○柴田会長

無いようですので、香川県最低賃金の改正決定についての諮問を受けることにいたします。

それでは、会議次第に従いまして議題（3）に入ります。

「香川地方最低賃金審議会運営規程」等について、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

それではご説明をいたします。

議題（３）は、私からの説明が長くなりますので、２回に分割するような形でご説明をさせていただきます。

まず最初は、今現在の審議会の運営規程等の変更の必要性の有無についてご検討いただき、ご意見をいただきたいということと、昨年度の審議会等の公開の状況等についてのご確認ということで、ご説明をさせていただきます。

まず、「香川地方最低賃金審議会運営規程」をはじめとした規程の変更の必要性の有無と香川県最低賃金専門部会の設置等について及び審議会等の公開についてご説明します。

３ページの資料 No. 2 香川地方最低賃金審議会運営規程については令和３年 12 月 1 日、７ページの資料 No. 3 香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程、９ページの資料 No. 4 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程につきましては、令和３年 6 月 30 日に変更されたものでございます。

次に、香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会についてご説明いたします。

本日、香川県最低賃金について、改正諮問をさせていただきましたが、これを受けまして、最低賃金法第 25 条第 2 項により、香川県最低賃金専門部会を設置することとなります。

本日お配りしている「令和 5 年度版最低賃金決定要覧」の 144 ページに記載されていますが、最低賃金法第 25 条第 2 項には、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされており、これに基づいて、香川県最低賃金専門部会を設置します。

専門部会は、最低賃金法第 25 条第 3 項及び最低賃金審議会令第 6 条によりまして、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ 3 名により構成されます。

このため、労使各3名ずつの委員の推薦のための公示を本日行うことといたします。締切日は、令和5年7月18日を考えています。

続きまして審議会の公開等についてご説明します。

3ページ、資料No.2の「香川地方最低賃金審議会運営規程」の第6条では、会議は原則として公開としておりますが、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる旨、規定されております。

また、第7条では、議事録及び会議の資料は原則として公開としておりますが、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる旨、そして、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする旨、規定されております。

これらの規定を踏まえ、昨年度までは、本審については、会議を公開とし、議事録及び会議資料についても公開となっております。運営小委員会については、会議を非公開として、議事要旨を公開しています。

9ページの資料No.4の「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程」及び13ページの資料No.6の各特定最低賃金の専門部会運営規程をご覧ください。

各運営規程の第7条では、会議は原則として公開としておりますが、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそ

れがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる旨、規定されております。

また、各運営規程の第8条では、議事録及び会議の資料は原則として公開としておりますが、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる旨、そして、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする旨、規定されております。

この規程を踏まえ、会議、議事録、資料につきましては、令和4年度は、香川県最低賃金専門部会の第1回目、特定最低賃金の合同専門部会の第1回目は公開し、2回目以降は非公開として、議事要旨を公開しています。

23ページの本日の資料No.8に、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告をつけております。

この資料は、4月に各委員の皆様のもとに中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告の説明にお伺いした際に使用した資料と同じもので、説明は4月に行いましたので省略しますが、中央最低賃金審議会における議事の公開の検討結果がございますので、資料とさせていただきます。

また、97ページの本日の資料No.17及び99ページの本日の資料No.18に、労働団体等からの最低賃金引上げ、中小企業支援及び審議会の公開についての要請文をつけております。

議題(3)につきましては、この他、11ページの資料No.5「香川地方最低賃金審議会会議公開要綱(案)」と、21ページの資料No.7「第55期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿(案)」についてご審議いただくのですが、一旦ここまでご説明しました「香川地方最低賃金審議会運営規程」等について改正する必要性の

有無についてご意見をいただけますでしょうか。

また、会議、議事録及び資料の公開に関しまして、本審については公開とし、運営小委員会は非公開、専門部会は県最賃の1回目の専門部会、特定最賃の1回目の合同専門部会を公開することについて再確認いただければと思います。

○柴田会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

○柴田会長

それでは、特にご意見等がないようですので、3ページの資料 No. 2 については変更せず令和3年12月1日に決定されたとおりとし、資料 No. 3 及び資料 No. 4 についても変更せず、令和3年6月30日に決定されたとおりといたします。

また、会議、議事録、資料の公開に関しまして、昨年度から引き続き全ての本審と、県最賃の1回目の専門部会と特定最賃の1回目の合同専門部会については公開とし、運営小委員会は非公開として議事要旨を作成して公開することにいたします。

2回目以降の県最賃、特定最賃の各専門部会の公開に関しましては、各専門部会で判断していただければいいものと思います。

議事録につきましては、3ページの資料 No. 2 の「香川地方最低賃金審議会運営規程」第7条により、「会長及び会長の指名した委員2人が確認するものとする。」とされております。この確認についてですが、労働者代表委員は立石委員、使用者代表委員は窪田委員にお願いしたいと思います。立石委員、窪田委員、よろしくお願

いします。

なお、審議会当日にこのお二方がご欠席の場合は、それぞれ三屋委員、渡部委員にお願いすることとし、さらにご欠席の場合には、審議会当日に出席された委員の中からお願いしたいと思っておりますので、ご承知おきいただければと思います。

それでは、資料 No. 5「香川地方最低賃金審議会会議公開要綱(案)」と、資料 No. 7「第 55 期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿(案)」について、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

ここで、資料 No. 7 の差し替えがございます。

(資料 No. 7 の差し替えを配付)

○賃金室長

先ほどご説明しましたとおり、使用者代表委員の窪田委員の役職が変わりましたので、変更後の役職名の名簿(案)をただ今お配りしましたので、差し替えをお願いします。

それでは、11 ページ、資料 No. 5「香川地方最低賃金審議会会議公開要綱(案)」についてご説明します。

資料 No. 5「香川地方最低賃金審議会会議公開要綱(案)」をご覧ください。こちらは、会議を公開する際の手続き等について定めたものとなりますが、審議会の傍聴にかかる手続きにつきましては、第 4 条第 1 項により、審議会等の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の 6 日前(その日が閉庁日の場合はその直前の閉庁日)までに、はがき又はファクシミリにより労働基準部賃金室あてに申込みものとする。」と規定されておりますが、ファクシミリによる申込みを電子メールによる申込みに変更し、第 4 条第 1 項を「審議会等の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の 6 日前(その日が閉庁

日の場合はその直前の開庁日)までに、はがき又は電子メールにより労働基準部賃金室あてに申込むものとする。」に改正する内容となっております。

また、第7条第2項「傍聴人は、審議会等の開始10分前までに、傍聴整理券と同一番号の傍聴人席に着席するものとする。」について、議事を円滑に進めるため、着席時刻を10分前までと限定せずに、状況に応じた対応が取れるよう「傍聴人は、指定時刻までに、傍聴整理券と同一番号の傍聴人席に着席するものとする。」に改正する内容となっております。

次に、21ページの資料No.7「第55期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿(案)」についてご説明します。

3ページの資料No.2の「香川地方最低賃金審議会運営規程」をご覧ください。これは、審議会の議事運営について定めたものでございます。第3条では、「会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」と規定されております。

小委員会は会長が指名した公労使3名ずつ計9名の委員で構成され、委員長及び委員長代理は公益代表委員をあてることになっております。

そして、小委員会におきましては、従来、特定最低賃金の「改正決定の必要性の有無」についてご審議いただいております。

本年度におきましても、特定最低賃金について、関係労使からの改正等の申出の後、「改正決定の必要性の有無」についてご審議いただくこととなります。

この小委員会の運営に関しましては、7ページ、資料No.3の「香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程」をご覧ください。

小委員会の委員候補者は、あらかじめ皆様にご意見をいただき作成した21ページの資料No.7「第55期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿(案)」のとおり、公益代表委員は、東委員、柴

田委員、元木委員を、労働者代表委員は、立石委員、中村委員、三屋委員を、使用者代表委員は、奥田委員、窪田委員、渡部委員とさせていただきます。

以上ご説明しました 11 ページの資料 No. 5 「香川地方最低賃金審議会会議公開要綱（案）」及び、21 ページの資料 No. 7 第 55 期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿（案）についてご審議いただきたいと思います。

○柴田会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。

（各委員より「ありません。」の声あり）

○柴田会長

それでは、特にご質問・ご意見はございませんので、11 ページの資料 No. 5 の「香川地方最低賃金審議会会議公開要綱（案）」と 21 ページの資料 No. 7 「香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿（案）」については、「（案）」を取っていただき、ただいまご審議いただいた内容をもって、本日から施行することといたします。

また、3 ページの資料 No. 2 の「香川地方最低賃金審議会運営規程」第 3 条に基づき、本審議会に運営小委員会を設置いたしますとともに、運営小委員会委員名簿のとおり委員を指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の議題、（4）の「令和 5 年度最低賃金の審議の進め方等の承認について」とこれに関連する議題（5）の「最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の決議」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金係長

座って説明させていただきます。

43 ページの資料 No. 9「令和 5 年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」をご覧ください。

これは、本年 3 月 15 日に開催されました令和 4 年度第 8 回の本審におきまして審議され、成案として今年度の審議会に申し送ることについて全委員から同意をいただいたものでございます。

本日ご承認いただければと思います。

審議の進め方の要点といたしましては、1 の（1）、香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議すること、1 の（2）、特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがあること、1 の（4）、専門部会での審議回数は、おおむね 3 回で結論を出すことを努力目標とすること、1 の（5）ですが、審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする、この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とするとしています。

2 になりますが、香川県最低賃金の効力発生の日は令和 5 年 10 月 1 日を、次ページの 3 の（3）の特定最低賃金の効力発生の日は令和 5 年 12 月 15 日を、それぞれ努力目標としています。

3 の（4）ですが、来年度の特定最低賃金の改正の申出については、本年度の最後の審議会において、その意向確認を行うこととしています。

次に、議題（5）の「最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の決議」については、今も触れましたが、43 ページの資料 No. 9「令和 5 年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」の 1 の（5）の部分となります。

要覧の 149 ページの最低賃金審議会令第 6 条第 5 項におきまし

て、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されております。

この1の(5)におきましては、「審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。」と規定しています。

したがいまして、「全会一致での香川県最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とする。」というところでございます。

本日の審議会におきまして、改めてご確認をお願いします。

○柴田会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

○柴田会長

ただ今承認をいただきましたので、43ページの資料No.9の「(案)」を取っていただき、本年度の最低賃金の審議につきましては、この「令和5年度最低賃金の審議の進め方等について」により審議を進めていくことといたします。

それでは、事務局で読み上げてください。

○賃金係長

読み上げさせていただきます。

令和5年度最低賃金の審議の進め方等について

1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。

この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。

- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後5時15分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については令和5年10月1日を努力目標とする。

3 特定最低賃金について

昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示され

た方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 令和5年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金については、改正の申し出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。
- (2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹的労働者の範囲については現行どおりとする。

- (3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、令和5年12月15日を努力目標とする。

- (4) 令和6年度の申出については、本年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

以上です。

○柴田会長

ありがとうございました。

では、今後の香川県最低賃金の審議の進め方について、事務局から説明をお願いします。

○賃金主任

今後の審議等の予定について、説明させていただきます。

最低賃金法第25条第5項に基づく関係労働者及び関係使用者か

らの意見聴取の公示を本日举行することといたします。締切りは7月18日となります。

また、先ほども説明をしましたが、香川県最低賃金専門部会を設置することになります。

専門部会は最低賃金法第25条第3項及び最低賃金審議会令第6条によりまして、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ3名により構成されます。

このため、労使各3名ずつの委員推薦のための公示を本日举行することといたします。締切りは7月18日となります。

その後、専門部会を4回程度開催し、審議の上、8月7日までに結審し、全会一致の結審になれば、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、改正決定の答申を行い、全会一致にならなかった場合は、本審で採決を行います。

8月7日答申の場合、その後、改正内容の公示を15日間行い、その間に異議申立てがあれば異議審を8月23日（水）午前10時から開催し、労働局長から異議申出の諮問を行い、異議についての審議の上、労働局長あて答申を行っていただきます。

9月1日に官報に掲載されれば法定発効により30日経過した10月1日が発効日となります。

なお、異議がなければ、異議審は開催しません。

続いて、実地視察についてでございます。

香川地方最低賃金審議会において、実際に事業場を訪問し、企業の実情や実態について直接伺う機会を設けるため、企業への実地視察を行っております。

今年度の実地視察につきましては、令和4年度第8回本審において、船舶で9月頃に実施ということでご同意いただいております。実施に向け調整中でございます。

○柴田会長

ありがとうございました。

最後に、議題（６）の「その他」に入りたいと思います。

事務局の方で何かございますか。

○賃金室長

すでにお目通しいただいているとは思いますが、本年５月１６日に全国労働組合総連合四国地区協議会から 97 ページの資料 No.17 「要請書」が香川労働局長と地方最低賃金審議会会長あて、提出されておりますので報告いたします。

また、本年６月６日に J A L 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会から 99 ページの資料 No.18 「最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書」が香川労働局長あて、提出されておりますので報告いたします。

次に、本日の資料ですが、今後の審議の参考としていただくため、45 ページの資料 No.10 から 95 ページの資料 No.16 をお配りしております。

45 ページの資料 No.10 は、「令和 5 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」です。審議の進め方にありますように、地域別最低賃金 10 月 1 日（日）の発効を目指すとするれば、黄色の部分を見ていただきたいのですが、左端の欄が答申日となりますので、8 月 7 日（月）までに答申をいただく必要があります。8 月 8 日（火）が答申になると、官報に掲載される日が 9 月 4 日（月）となるので、発効は 10 月 4 日（水）になってしまいます。

重ねて申し上げますが、10 月 1 日に発効するためには、8 月 7 日（月）までに答申をいただかなければならないということになります。

47 ページは特定最賃です。黄色の部分になりますが、例年どおり 12 月 15 日の発効を目指すとするれば、10 月 16 日（月）までに答申をいただく必要があるということになります。

51 ページの資料 No.11 は、「令和 4 年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況」です。

一番上の①から⑧が本審、その下が運営小委員会、半分から下が専門部会でございます。香川県最低賃金では専門部会を 4 回開催しまして、そのうちの 3 回で金額審議を行っております。冷凍調理食品製造業を除く特定最賃 3 業種につきましても、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金は 4 回、それ以外はそれぞれ 3 回で答申をいただいております。

今年度も同じようなスケジュールで進めたいと思っておりますので、年間のスケジュール感と審議内容をつかんでいただければと思います。

53 ページの資料 No.12 は、諮問文に引用させていただいております、令和 5 年 6 月 16 日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」と「経済財政運営と改革の基本方針 2023」の抜粋でございます。

57 ページの資料 No.13 は令和 4 年賃金構造基本統計調査の結果に基づく香川の賃金概況でございます。

賃金構造基本統計調査につきましては、令和 2 年調査より集計方法が見直されたことにより、令和 2 年調査結果と令和元年以前までの調査結果とは接続性を欠くものとなっております。

69 ページの資料 No.14 は香川労働局職業安定部が 5 月 30 日に発表した令和 5 年 4 月の雇用情勢等ですが、5 月の雇用情勢等が、6 月 30 日に発表されましたので、最新のものを机上配布しております。これによりますと雇用情勢判断は「持ち直している」とされております。

85 ページの資料 No.15 は財務省四国財務局が 4 月に発表した香川県内経済情勢報告です。今回の総括判断としては、「緩やかに持ち直している。」とされております。

95 ページの資料 No.16 は日本銀行高松支店が 2023 年 6 月 12 日

に発表した香川県金融経済概況です。これによりますと、「香川県内の景気は、緩やかに持ち直している。」とされております。

また、本日配付している「最低賃金決定要覧」は、全国の最低賃金の決定状況や賃金に関する指標、関係法令や中賃の答申・報告などを掲載しております。

「労働行政のとりくみ」は、香川労働局の今年度の行政運営の主な内容について、広報のため取りまとめたものでございます。

続いて、各種リーフレットですが、厚生労働省において行っております中小企業・小規模事業者への各種支援制度等についてです。

1 つめは、中小企業からの各種相談に無料で対応する相談窓口である「香川働き方改革推進支援センター」の利用案内です。

2 つめは、「令和5年度業務改善助成金のご案内」で、事業場内で最も低い賃金を30円以上引上げ、生産性向上に資する設備投資などを行った場合にその費用の一部を助成するというものです。

3 つめは、「業務改善助成金の活用例」です。

これは、助成金の申請要件となっている生産性を上げるための設備投資の例など活用例について集めたものです。

残りの5つは、「働き方改革推進支援助成金」の、

- ・労働時間短縮・年休促進支援コース
- ・勤務間インターバル導入コース
- ・労働時間適正管理推進コース
- ・適用猶予業種等対応コース（運送業）
- ・団体推進コース

のリーフレットと追加で

- ・適用猶予業種等対応コース（病院等）
- ・適用猶予業種等対応コース（建設業）

のリーフレットです。

現在、最低賃金に関する基礎調査を実施しております。

今後、専門部会におきまして、調査結果等を取りまとめ、ご説明

申し上げる予定としております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○柴田会長

ありがとうございました。

事務局からの説明及び審議会資料に関して、何かご意見、ご質問等ございますか。

○立石委員

すみません。資料のところをお願いがあるんですけど。

先ほどご説明いただいた資料の中で、53ページの資料 No.12「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定）」なんですけれども、ちょっと抜粋された部分が多すぎて、前後の状況というのがこれではわからないので、6月30日に開催されました中央最低賃金審議会の中で使用されました資料 No.4になりますけれども、「新しい資本主義のグランドデザイン及び」という同じ文言があるんですが、その前後について載っておりますので、できましたら次回の資料の添付に付け加えていただきたいと思います。

続いて、閣議決定されたものがもう一個あったと思いますが、骨太だと思っておりますけれども、中央最低賃金審議会の中の資料 No.5「経済財政運営と改革の基本方針 2023」、これも抜粋バージョンが載っておりますので、それを付け加えていただくと、審議2回目までの中身、今の経済状況、そして、中央最低賃金審議会で何が話されているのかがわかると思いますので、できればそれも付けていただければと思います。

それともう1点、最後になりますけれども、資料の93ページの消費者物価というのが、ちょっと横になりますけれども右下にあると思います。この資料を作られた時と、今私ここの数値というのを

結構気にしとって、高松市の青い線の部分の一番端っこ、これは2月時点なんですけれども、2.1とありますが2.3の間違いではないのかということ。それと、ちょっと2月では遠すぎるので、もう少し直近の数字をいただければ、このあたりもう少しわかるのかなと思っておりますので、できましたらわかる範囲で構いません。高松市からのデータをいただくと消費者物価指数というものが今どうなっているのかというのがわかりますので。

以上、資料のご提示をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○賃金室長

はい。中賃の資料については、次回の本審の時に準備させていただきます。

あと、93ページの資料なんですけど、財務局の出した資料を使用させていただいておまして、これはそのまま財務局さんの資料という形になっております。これが5月版ということで、直近の資料ということでございましたら、見れるかどうか確認はいたしますが、私どもで加工した資料ではございませんので、申し訳ございません。

最新のものが必要ということであれば、探してみても、あればご用意できると思います。

○柴田会長

その他、いかがでしょうか。

それでは、資料につきましては、事務局のほうでご検討いただけますか。

その他、事務局から何かありますか。

○賃金室長

今後の審議日程についてですが、7月21日（金）10時から

同じくこの北館702会議室において第2回本審を開催することとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

また、この後、委員の皆様には、連絡事項がございますので、この場に残っていただきますようお願いいたします。

以上です。

○柴田会長

ただ今事務局より、今後の審議日程について説明がありましたが、よろしいでしょうか。

それでは次回の本審は、ただ今説明がありましたとおり、7月21日（金）午前10時から開催するということでございますので、よろしくお願い致します。

それでは用意した議題は終わりましたが、他にご発言等、ございませんか。なければ、これで第1回本審を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

——了——